

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立人権ふれあいセンターの使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第10条第4項 堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第15条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p><u>堺市立人権ふれあいセンター条例第10条第4項</u> 4 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用期日前7日までに使用の取消し又は変更を申し出て、その理由が認められたとき。</p> <p><u>堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第15条</u> 第15条 条例第10条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第10条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額 (2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	